平成28年度 第2回愛知県障害者施策審議会 ワーキンググループ 会議録

平成28年6月23日(木)

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ

平成28年度 第2回愛知県障害者施策審議会 ワーキンググループ

会議録

1 日時

平成28年6月23日(木) 午後2時から午後4時15分まで

2 場所

愛知県自治センター4階 大会議室

3 出席者

岡田構成員、亀井構成員、木村構成員、黒田構成員、髙橋座長、西尾構成員、服部構成員、 牧野構成員、宮川構成員、安田構成員、山本構成員

(事務局)

障害福祉課長 ほか

4 開会

ただ今から平成28年度第2回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを開催させていただきます。

開催にあたりまして、植羅障害福祉課長から御挨拶申し上げます。

5 課長挨拶(植羅課長)

皆様、こんにちは。愛知県の障害福祉課長の植羅でございます。

皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、また大変お暑いところ、第2回ワーキンググループに御出席いただきました。誠にありがとうございます。

また、日頃から県の障害者施策の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の議題は、次第に記載されているとおり1件ございます。

今月2日に開催しました第1回ワーキンググループにおきまして、仮称ではございますが、「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例」について御意見をいただき、また、委員の皆様から「条例構成と記載事項(案)」の御提出をいただきました。それを受け集約したものが本日の資料となっております。

本日のワーキンググループで御意見をいただき、7月14日に予定しております第3回ワーキンググループでは、本日いただく御意見を反映した内容で再度御検討していただき、7月28日に開催を予定しております第2回障害者施策審議会におきまして、ワーキンググループでの検討結果について御審議いただきたいと考えております。

構成員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜り、実りある会議となりますようお願い

申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

6 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領及び本ワーキンググループの 傍聴に関する要領により、公開としております。

6月9日(木)から県のホームページで、ワーキンググループの開催のお知らせをしており、本日の傍聴は4名でございます。

傍聴の方にお願い申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、 お願いいたします。

7 資料確認

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、A4判で、会議の次第、出席者名簿、配席図、ワーキンググループ設置要領でございます。 続いて、A3判で、資料が7枚、参考資料1が3枚、参考資料2が1枚、A4版で、参考資料3 が3枚となっております。

不足等がございましたら、お申し出ください。

また、本日の資料につきましては、後日、ワーキンググループ構成員以外の愛知県障害者施策審議会委員に送付させていただきまして、御意見をいただきたいと存じます。

なお、6月2日に開催しました第1回ワーキンググループの資料と開催概要を愛知県障害者施策 審議会委員に送付しましたが、御意見はございませんでした。

さて、本会議では、手話通訳、要約筆記、通訳・介助の方に御協力を頂きながら進行してまいります。各委員におかれましては、机上配付の「委員の皆様へのお願い」のとおり、御発言にあたりまして、マイクを御利用いただき、御発言前に、団体名と名前をよろしくお願いします。御発言につきましては、ゆっくりと大きな声で御発言していただき、終わりましたら、「以上です。」と伝えていただきますとともに、御発言は簡潔にお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領第2条に基づき、座長である髙橋会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

8 座長挨拶

皆様、こんにちは。座長を務めさせていただいております髙橋でございます。

本日は、お忙しい中、ワーキンググループに御出席いただきまして、ありがとうございます。

本ワーキンググループは、「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例(仮称)」 について検討を行うために設置された会議であります。

先回のワーキンググループにおいて皆様から「意思疎通の現状と課題」について御発言いただき、また、「条例構成 (たたき台)」について御意見をいただきました。本日の第2回ワーキンググループでは、構成員の皆様から「条例構成と記載事項 (案)」を御提出いただき、集約した内容の「条例記載事項について」御意見を伺うことになります。

皆様方におかれましては、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げる などしていただき、質問していただきたいと思います。そして、御遠慮なくお考えを言っていただ きまして、会議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

それでは、よろしくお願いいたします。

9 論点整理

髙橋座長

では、次第に沿って議事を進めてまいりますが、本日の会議の終了時刻は、16時を予定しておりますので、御協力よろしくお願いします。

それでは、議題に入ります前に、第1回目のワーキンググループの後に、皆様から「条例構成と 記載事項(案)」を御提出いただきました。

いずれも、とても充実した内容のもので、良い条例にできるのかなと思っております。前回のワーキンググループの論点は、従来どおり条例を1つにするのか、それとも手話言語条例と意思疎通支援の条例の2つにするのかでした。そのことについて、まず、2つの条例にしたらどうかと御提案いただいた服部委員の御意見について、改めて伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

服部構成員

第1回ワーキンググループの中で、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の2つに分けてほしいという意見を出させていただきました。

その気持ちは今でも変わりありませんが、私の団体で話し合った結果、条例が1つであっても、 内容的に手話言語と情報コミュニケーションと2本立てのようにしっかりと分けていただき、内容 的に充実したものであれば、条例は1つであってもやむを得ないということになりました。

ただ、例えば、1つの条文について、手話言語とコミュニケーションの両方を入れ込むのではなく、そこはしっかりと分けていただきたいと考えております。誰が見ても手話言語の条文とコミュニケーションの条文が明確に分けられていると分かるような構成にしていただきたいというのを強く望みます。これが、私の団体で検討した結果になります。よろしくお願いします。

髙橋座長

ありがとうございました。

条例を1つにするのはやむを得ないが、条文及び内容が2つに明確に分けられているような構成に、という御意見でした。

服部構成員から、このような御意見をいただきました。この件について、御意見等はありますで しょうか。

黒田構成員

今の服部構成員の御意見にも関連してくるのですが、この条例の名称について、もう少し検討する必要があるのではないかと思っております。

県の障害福祉課から提示されている条例名称案ですが、仮称として「手話言語その他の意思疎通

のための手段の普及に関する条例」となっております。手話言語の後に、ナカボツを入れていただくと、服部構成員の御意見にも合ってくるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

髙橋座長

条例の名称についても、2本立てであると分かるようにすべきではないかという御意見でした。 事務局及び服部構成員の御意見を伺いたいと思います。まず、服部構成員から御意見を伺った後 に、事務局の御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

服部構成員

条例の名称につきましては、私の団体の中でも、「意思疎通」という言葉にとても引っかかりがあります。

団体での話し合いの結果、名称としましては、「手話言語と豊かなコミュニケーション条例」というのが一番良いのではないかということになりました。豊かなコミュニケーションというのは、当然、聞こえない人だけでなく、難聴や盲ろうなど様々な障害を含めたものであると受け止めています。このような認識の上で、この名称を提出させていただきます。

髙橋座長

ありがとうございました。

具体的な名称は別として、やはり、名称についても2つに分けるべきであろうという御意見だったと思います。事務局としてはいかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

ただいま条例の名称についての御意見をいただきました。

黒田構成員からは、ナカボツを付けるべきではという御意見をいただきましたが、県の条例の中で、ナカボツを付けているものはないので、書き方については少し工夫が必要であると考えております。

服部構成員からも、1つの案を御提示いただきました。御意見を踏まえ、手話言語の部分とそれ 以外のコミュニケーションの部分が分けられていると分かるような名称を考えさせていただきまし て、次回の第3回ワーキンググループの場で案を御提示できればと考えております。

髙橋座長

ありがとうございました。では、事務局で案の検討をお願いします。 他にいかがでしょうか。

山本構成員

条例の名称についてですが、私が気にくわないのが、現在の仮称で、「その他」とされてしまった 障害のある人はどうなるのかということです。

私は、前回の資料を持ち帰った後、「これは、聴覚障害のある人だけの条例ですか。」と言われて しまいました。 私の案としては、「手話言語・点字」としていただくか「障害者」という言葉を入れていただきたいと思います。こうした方が、障害者全般の意思疎通、コミュニケーションの条例だと分かると思いますので、より良いと思います。

髙橋会長

ありがとうございました。 皆様、他にいかがでしょうか。

亀井構成員

今の山本構成員の御意見にもありましたように、「その他」という部分には私も少し引っかかります。

「手話その他」とするのではなく、「情報コミュニケーション」という表現にし、それぞれの障害の特性に応じたものを盛り込んでいただきたい。これに併せて、手話は言語であるということもしっかりと明記した条例にしたら良いのではないかと思います。

髙橋会長

ありがとうございました。 皆様、他にいかがでしょうか。

黒田構成員

明石市の条例の資料が、今、手元にございます。

先程、愛知県の条例では、名称にナカボツは使わないということをおっしゃっていましたが、明 石市の条例ではナカボツを使っています。そのため、ナカボツを使ってはいけないということはな いのではないか、必要に応じて、ナカボツを使っても良いのではないかと思っております。

髙橋座長

明石市において、ナカボツを使っている実例もあるということでした。

これは事務局も困るのかなと思いますが、現在の考え方について、事務局からお願いできますか。

障害福祉課 保木井主幹

条例の名称につきましては、自治体によって考え方が異なっていることは事実であります。条例ですので、愛知県には愛知県の名称の付け方がありますし、明石市には明石市の名称の付け方があるということを、前提として御理解いただきたいと思います。

ナカボツを付けることについて、県の法規を担当している部署に確認しましたところ、未だかつ てナカボツを付けた条例はないので、今後もナカボツを付けることは想定していないという回答を いただいております。つきましては、ナカボツを付けない方向で、御議論いただきたいと思います。

また、条例名称で「その他」という部分について、御意見をいただいているところですが、あくまで仮称として示させていただいているので、このまま進んでいくことは想定しておりません。いただきました御意見を踏まえ、今後、名称について検討していきたいと考えております。

髙橋座長

名称も含めて、様々な御意見をいただきました。

まず、条例については、1本立てで議論を進めていくということで、皆様よろしいでしょうか。 御意見もありませんので、条例は1本立てで進めるということで、御了解いただきました。あり がとうございました。

また、条例の名称については、様々な御意見をいただきましたので、それを踏まえて、事務局で 案を検討していただくということでよろしいでしょうか。

では、御意見もありませんので、名称についても、そのように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議題「条例記載事項について」事務局から説明をお願いしますが、条例の構成ごとに、 御意見や御質問をお伺いしたいと思いますので、まずは、前文について説明をお願いします。

10 議題「条例記載事項について(前文)」

障害福祉課 岡田主査

各構成員の皆様方からいただきました条例記載事項に対する御意見を資料にまとめさせていただきました。

まず、1ページ目の前文であります。前文の構成につきましては、資料左側に、「意思疎通の現状」、「手話の歴史に対する認識」、「条例制定の趣旨」の3つの区分に分けて、まとめさせていただきました。

まず、「意思疎通の現状」につきましては、このようなことを記載すべきであろうという御意見や、 構成員の中には、具体的にこのように書くべきであろうといった御意見まで様々ございました。ど のような書きぶりにすべきかということについては、各構成員から御意見をいただいておりません。

参考資料2の中に明石市の前文が記載されておりますので、そちらを御覧いただけますでしょうか。明石市の条例で現状についての記載部分が、一番上の枠にまとめてございます。読み上げますと、「すべての人は、様々な人と出会い、言葉を交わし、自分の生活に関わる人との多様な関係をつくる中で、その人らしい豊かな生活を送る権利を有している。しかし、現実には、多くの障害者にあってはコミュニケーション手段の選択の機会が制限され、困難な状況におかれている」と記載されております。

各構成員から御提出いただきました御意見と明石市の条例を照らし合わせますと、明石市の条例に足りていない「障害の特性に応じて」や「障害種別における」といったもう少し詳しく意思疎通の現状について記載するべきであるといった御意見を御提出してくださった構成員の方もおります。

また、服部構成員からは、手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、物の名前や概念等を手指や体の動き、表情などにより、視覚的に表現される言語であり、我が国において、長い間手話を使う多くのろう者や関係者の間で大切に受け継がれ発展してきたものであるといった御意見をいただいております。

次に、「手話の歴史に対する認識」であります。手話の歴史というわけではございませんが、手話の認識という点で共通してくるかと思いますが、服部構成員から、手話が国際的に言語として位置付けられたのは、平成18年に国連総会において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが

明記されたことによるものであり、我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むことが明記され、平成26年には障害者の権利に関する条約の批准が行われたというところの後に、現状としまして、制度的には前進してきたが、手話への理解や普及、そして資源環境はまだ大きな広がりを得ていない現状にあるといった御意見をいただいております。

最後に、「条例制定の趣旨」でございます。これも、服部構成員からですが、障害のある人もない人も互いに支え合いながら共に生きることのできる愛知県を作るためといった御意見をいただいております。また、参考資料2記載の習志野市の条例にあっては、服部構成員の御意見に付け加えて、人格と個性を尊重するといった文言が記載されております。

前文についての説明は以上です。

髙橋座長

ありがとうございました。

この件について、皆様の御意見を伺わせていただきますが、その前に、手話言語のことが話題になっております。なぜ意思疎通で一本化できないのか、なぜ手話が言語であるということを別にしなければならないのかということについて、確認しておきたいと思います。

本日は、岐阜聖徳学園大学で教授をしておられます安田構成員が御出席ですので、手話は言語であるということについて、専門的立場から少し御説明いただけないでしょうか。皆様の理解が深まり、共通理解につながると思いますので、よろしくお願いします。

安田構成員

皆様、こんにちは。岐阜聖徳学園で教授を務めております安田と申します。

ろう者、生まれながらに耳で聞くことに障害がある人たちが、手話というものをコミュニケーションや意思疎通に使うだけはなく、物を考えたり、自分の生き方を考えるのに使うことに意味はないのかということについて少しお話をさせていただきます。

まず、私の願いとしましては、難病や様々な疾患を含めた障害の有無にかかわらず、対等な人間 関係、あるいは対等なコミュニケーション関係を築いて、真の共生社会を目指すということであり ます。

また、聞こえるのが普通、見えるのが普通といった社会の考え方から脱却を図り、多数の県民の皆様と共に、手話言語を広め、ろう者を含めて、誰もが自由な社会参加ができるような愛知県になっていただきたいと思っております。同時に、私は教育学部でありますので、子どもの時から手話言語に触れ学び、アイデンティティを形成させるコミュニティとしての聾学校、あるいは聾学校教育も重要であるという認識を県民の皆様と共有したいと願っております。

前回、服部構成員からもお話があったと思いますが、長い間、手話に対する様々な誤解や偏見がありました。代表的なものとしては、手話は音声言語である日本語の代替手段にすぎないということ。そういった代替手段を持っていること自体を否定されていた時代もございました。

また、手話は音声言語を手振り身振りに移し替えたものという考え方が広まっていた時代もございました。この結果としまして、手話を使う人は劣っているだとか、音声言語である日本語を身に付ける上で、手話は邪魔だから禁止すべきだという考え方が広まって、地域社会はもちろんのこと、ろう者の生徒が学ぶ聾学校でさえ、手話が禁止されていた時代が長くございました。その時代の中

であって、選挙の立会演説に行っても、通訳がおらず内容が分からないため、参政権が十分に行使できない、あるいは命を守るべき医療機関に行っても、どのような説明が行われているか、どのようなことが自分に伝えられているのかが分からないといった時代もございました。これは、裁判においても同様でございます。

その後、昭和40年代に手話奉仕員の養成・派遣制度が始まったことを契機に、この50年間を 振り返ると、様々な形で情報保障の仕組みや制度が整ってきたことは事実であります。

また、国際障害者年10年の運動を通じて、障害者に対する理解が高まり、手話への関心も随分高まってきました。そして、障害者権利条約や国内法である障害者基本法に、初めて手話は言語であるとして規定されたことには、ろう者のみならず、私のような手話を通じて同和運動を共に行ってきた関係者にとっても大変嬉しいことでした。

さて、ここで、言語としての手話について、少しお話させていただきます。

昨今の手話研究が進んでまいりまして、以下のことが分かってきました。

1つ目としては、手話は、日本語、英語、その他の音声言語と比べて遜色ない機能を持っているということです。

2つ目としては、日本語とは異なる統語構造、つまり規則性を持って言葉と言葉をつなぎ、状態を表したり、自分の思いを正しく伝えることができる1つの完成した言語であるということです。

私たち音声言語を使っている人は、「あ」とか「い」とか「う」という言葉をつなぎ合わせて1つの単語をつくってたり、「机」「が」「並べられてる」といったように、名詞、助詞、形容詞を組み合わせて、状態を表したりします。

手話で言いますと、手や指の形、それから位置あるいは方向も含めた動きの大きく3つが、手話でいう音韻になっているということが既に確定されております。

また、ろう者の人たちは表情が豊かだなと皆様思われるかもしれませんが、実は豊かということだけではなく、表情自体が、例えば強い否定であったり、疑いであったり、悲しみであったりという意味を持っています。私たちがメールをうつ時、文だけでは伝わらない部分について絵文字を入れたりすると思います。これはメール文だけは伝わりにくいものをなんとか伝えようと思い、絵文字を使うわけです。手話においては、このような感情表現を眉、顎、目、頬等を動かすことで表現しているのです。

このように音声言語とは異なる語彙や文法を持ち、国や地域ごとに、ろう者のコミュニティで独 自の文化を伝えるために手話が使われてきた事実がございます。

こういったことを受けて、全日本ろうあ連盟は、手話は「ろう者がコミュニケーションをとったり、物事を考えたりする時に使う言葉で、手指の動きや表情などを使って、概念や意志を視覚的に表現する視覚言語であり、ろう者の母語」と規定しております。こうした意味合いを、ぜひ多くの県民の方が知っていただきながら、手話は意思疎通手段にも含まれる部分はございますが、言語としての手話、ろう者の母語としての手話という位置付けを認識していただいて、2本立てにしたいという聴覚障害者協会の願いというのを御理解いただけたらと思います。

ジェームズ・ウッドワードという世界的に有名な手話研究者は、手話は「目で聞く言葉」と言っております。つまり、手話は、耳で聞く言葉ではなく目で聞く言葉だから、学ぶ方法は私たちが日本語を聞いたり書いたりして学ぶのとは異なるというわけです。

聞くということが困難なために、目から入る情報を最大限活用して、様々な意思疎通をしたり、

教育をしたりしているわけです。資料にも記載しておりますが、ろう者にとっては、手話という言葉が母語であり、聞こえる人が音声言語で教育を受けるように、ろう者にも手話で教育を受けられる機会が与えられるべきだと言っております。

アメリカでは、既に手話が言語であると広く認められ、例えば、ろう者だけの高等教育機関ギャローデット大学、技術系大学として国立ろう工科大学が設置されており、健常者と同様に、ろう者が教育を受けられるようになっております。

様々な分野で、ろう者が活躍しているところを見ると、手話が言語として認められ、そして今回 のような条例が制定される中で、ろう者の一層の自立と社会参加が促されると思っております。

お時間をいただきまして、ありがとうございました。以上です。

髙橋座長

ありがとうございました。手話は言語であって、単なるコミュニケーション手段、話し言葉である日本語に代わるコミュニケーションの手段ではない。日本語と対等の別の言葉である。

例えば、私たち日本人は日本語を使ってはいけません。英語で話しなさいと言われてしまったら本当に困ると思います。社会生活はもちろん、自分自身の人格を否定された気持ちになると思います。手話を使うろう者にしてみたら、これと同じことをされてきたということなのです。そのため、手話は言語であるとしっかり記載し、それを学び、使うことを認めてほしいというお考えだったかと思います。このように、少しレベルの違う話であるということなのですね。

まず、このことについて、何か御質問等ございませんでしょうか。

木村構成員

ただいま、手話言語の御説明をいただきました。専門的なことは分かりませんが、ある程度理解 はできます。

しかし、やはり今回の条例の名称につきましては、手話言語とするのではなく、全ての伝達手段による情報の必要性を認めるといったものにした方が良いと思います。手話言語という部分については、この条例とは別に、そのような歴史があったことを紹介していった方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

先程、山本構成員もおっしゃっていましたが、手話言語条例としてしまうと、ろう者のためだけ の条例のようになり、それ以外の障害者の方々はどうなってしまうのかと感じてしまうためです。

髙橋座長

ありがとうございました。

少し内容に踏み込んだ御意見だったかと思いますが、皆様いかがでしょうか。

服部構成員

まだ少し理解できていないのですが、木村構成員がおっしゃりたいのは、やはり手話言語の部分と意思疎通などのコミュニケーションの部分を分けて条例を制定していくべきということでしょうか。

木村構成員

手話言語条例とコミュニケーションの条例を別で制定していくべきという意見ではなく、条例の 名称から「手話言語」という言葉を抜いたほうが良いという意見です。

障害者全体の平等性を考えると、やはり全ての伝達手段とするのが一番平等であろうかと思います。そして、手話言語というのは、別の枠で皆さんに歴史認識をしていただいた方が良いのではないかと思っております。

服部構成員

申し訳ございませんが、更に、木村構成員がおっしゃっていることが理解できなくなってしまいました。

ただいまの木村構成員の御意見は、条例を2つに分けるのはなく、手話言語の部分は別の枠でということでした。別の枠とは、一体どのようなものでしょうか。

ただし、私の意見としましては、「手話言語」という部分を省くのは反対です。

髙橋座長

先程、安田構成員からも御説明がありましたが、手話は伝達手段ではなく、日本語とは別の言語 であるというところがポイントであると思います。

手話は、日本語と同じ言語であるので、それを学び、使うといういわゆる言語権を認めるべきで あるということだったかと思います。

また、目が不自由な方の点字、少し耳が不自由な方の要約筆記等については、手話と違って日本語に代わる日本語をベースとした手段なのです。

このように、手話とそれ以外のものといった2つの質の違うものを1つの条例に入れ込むという難しさはあると思います。しかし、それをなんとかして1つの条例で作ろうではないかという提案がされ、今こうして検討していると私は認識しています。皆様はいかがでしょうか。

山本構成員

私は、木村構成員の御意見に大賛成です。

この条例が、聴覚障害者の条例なのか、障害者の条例なのか、又は聴覚障害者を含めるその他の 障害者の条例なのか、誰を対象としている条例なのか私は聞きたいです。

髙橋座長

事務局としては、いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

どなたを対象としているのかということであれば、全ての障害のある人を対象とした条例であります。

また、なぜ「手話言語」という言葉をつけたのかと言いますと、先程安田構成員の御説明にもありましたとおり、まず、手話は言語であると位置付けて推進していくということが1つあるからであります。これに併せて、もう1つ、障害のある人のコミュニケーション手段という意味合いでも

普及していく必要があります。この2つの意味合いを持った条例をお示しさせていただいていると ころであります。

岡田構成員

安田構成員から御説明いただく前までは、手話は意思伝達の手段であるという認識をしておりま した。

御説明を伺い、手話は言語であるということが少しずつではありますが分かり、手話言語という 部分と、手段の部分、発達障害でいえばコミュニケーション支援というのは、ちょっと異質といい ますか、違うのかなということが理解できました。

西尾構成員

前回、ALSという疾患について、体は動かなくなるが脳はしっかりしているというようなことを多少なりとも説明させていただいたところですが、コミュニケーションというのは生きがいにつながるものですので、意思が伝わらないというのは非常に苦痛になります。そのため、この条例の制定に当たり、私共の団体をお呼びいただいたことに非常に感謝いたします。

また、この条例の対象として、障害者全体を網羅するとありましたが、これについては大賛成であります。

条例は1つでありますが、手話は言語であるということを同時に盛り込むダブルスタンダードであり、非常に難しいことと思います。ただ、障害にも多様な特性があり、その障害の特性に応じて、 意思伝達手段において様々な道具を使うなど手法も様々です。

皆がそれらを活用して、共生しやすい社会を実現できるよう、この条例を作っていただきたいと 思います。そのような意味では、この前文の果たす意味というのは非常に奥深いものであると思い ます。ですから、この前文の中に、「障害者」という表現を入れて、障害者全体を網羅している条例 であると分かるようにしていただきたいと思います。

髙橋座長

ありがとうございました。

事務局から提案していただいた条例案の名称で、手話言語「その他」としているところが少し良くなかったかなと思います。

他に、いかがでしょうか。

牧野構成員

私は、知的障害ばかり見てきたということがありますので、法文の中の「手話は言語である」という部分を見逃してきました。これが現実なのです。

先程の安田構成員からの御説明を伺って、認識を変える必要があるというところまではきました。 また、私の法人の中には、日福大系統の職員が100名ほどおりまして、その中に3,4人手話 を言語としてマスターしてきた方がいました。

その方々に色々聞いてみると、知的障害といえども、体で表現してあげないといけない方も沢山いるので、大事にしていかなければならないとのことでした。

このようなこともあり、私は今まで知的障害だけといった認識でしたが、手話は日本語と並んで 言語である。また、障害者というくくりの中で、様々な方がいらっしゃるという認識の上で、今後 もしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

高橋座長

大前提として、障害の種別を問わず、それぞれの特性に合ったような多様なコミュニケーション 手段というものが保障、促進されるべきであるとしっかり書いていただいて、その上で、手話は言語として認められていなかったから、それは言語であり、それを保障する必要があるということもしっかり書き入れてほしいといった御意見でよろしいですかね。

他に、いかがでしょうか。

安田構成員

実は、私は木村構成員や山本構成員、西尾構成員と同じ立場なのです。

座長からもありましたが、本来2つのものを1つの条例に入れるというのは非常に難しいことだ と思います。

「その他」という言葉も含めてですが、誰もが障害のあるなしにかかわらず、意思疎通がしっかり保障される社会の実現を願っているという点については、私も、服部構成員も違いはないと思います。

その土台を大事にしながらも、手話が言語であると1つの条例に書きこむのではあれば、西尾構成員がおっしゃられるように前文に書き込めるものであるのか、服部構成員のおっしゃられるように2本立てにすることができるのか、あるいは、難しいこととは思いますが、木村構成員のおっしゃられるように条例名を手話だけではない多くの他の障害も同じように考えていますと分かるような名称ができるのだろうかということについて、もし1つの条例にまとめあげていくならば、それぞれの段階でどのように工夫していくのがよいか議論していくべきであると思います。

高橋座長

第1回ワーキンググループでも発言しましたが、ワーキンググループに与えられた役割というものがあります。

2つの条例にということであれば、この役割を逸脱してしまうことになります。審議会の了承を 得なければならないですし、この条例は知事の提案でもありますので、知事の意向というのもある 程度忖度しなければならないと思います。これらを経て、2つの条例にということであれば問題な いのですが、事務局はなかなか苦しいかなと思いますので、少し事務局からも意見を伺いたいと思 います。

障害福祉課 植羅課長

様々な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

構成員の方々から御指摘をいただきました条例名称が悪いということについては、本日直接御意見を伺い、反省しているところであります。仮称ではございましたが、「その他」というのは、全ての障害のある方に対して、大変失礼であったと申し訳なく思っております。

先程、座長様から御提案いただきましたが、全ての障害のある方のコミュニケーション手段を促進していくということ、そして本日、安田先生から御説明を賜りました手話は日本語と同等の言語であるということも含めて、しっかりと前文に書き込んでまいりたいと思います。

また、本文においても、できる限り明確に示していく手段がないかということについて、県で法務を担当している部署と相談をして、次回条文に近い形でお示しできればと考えております。

何卒御理解を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

髙橋座長

苦しいところではありますが、何とか皆様の御意見を入れて、名称を考え、前文にしっかり書き 込んでいきたいという課長さんのお考えであったと思います。いかがでしょうか。

宮川構成員

木村構成員がおっしゃった障害者は全て平等であるということに関連してですが、聴覚障害者の中で、ろうあ者だけが日本語とは別の言葉として手話で生活をしてきています。そのろうあ者の方たちは、コミュニケーションで様々な障害があり、とても大変な思いをしています。

近年、条約や法律において、手話は言語であると明記されました。しかし、それは、ただ言語であると表されているだけで、具体的に言語であるとはどのようなことであるかについては、一切明記されていないので、全日本ろうあ連盟始め関係団体は、国に対して、手話言語法を制定してほしいという動きをしておりますし、県や市町村に対しては、手話言語条例を制定してほしいという動きをしているわけなのです。

先程も申し上げましたが、コミュニケーションにおいても、ろうあ者は様々な問題があるので、それに関しては、他の障害の方々と同様にコミュニケーションに関する条例を制定して、普及していくというのはあるのですが、その前に、他の障害の方々と同じスタートラインに立つために、手話は言語であると、日本語とは異なる言葉であると認めてもらって、そこで一緒に、コミュニケーションに関して動いていかなければ、聴覚障害者の中でも、ろうあ者だけ取り残されてしまうという現状について、皆様に御理解をいただきたいと思います。

髙橋座長

宮川構成員からも補足していただきました。

様々な御意見をいただきましたけれど、手話言語だけが強調されるのは良くないということで、全ての障害のある人はそれぞれ多様なコミュニケーション上の問題があり、それについては、しっかりと前文や本文に書き込んでいくということで進めてまいりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

黒田構成員

1回目に話し合ったことを踏まえて、2回目に進展していくというのが会議の在り方だと思っているのですが、本日話し合っていることが、元に戻っているなという印象を受けます。

手話は言語であるというのは揺るぎないものでありますので、この条例の中でもしっかり位置付けていくべきであろうと思います。

ただ、先程から沢山の御意見が挙がっておりますので、条例の名称を決めないと議論が進まない。 出発点として、まず条例の名称を決めてから議論を進めないと、空回りしてしまうと思います。

髙橋座長

それはあると思いますが、第1回の議論の中で、1本でやっていくことについて、結論が出たわけではないと思います。

このことについては異論もありましたので、それを踏まえ、皆様でお考えいただいて、今回の第 2回目の会議に臨んでいただきたいと申し上げたと思います。

条例を2つ作ることについては、ここでは決めることができない、手続き的に非常に難しいということを先程から何度も申し上げてきました。ですから、第1回目の議論を踏まえて、今回の第2回目では、1つの条例でよろしいでしょうかということと、手話言語と全ての障害のある人の意思疎通支援の2つの内容を書き込むことでよろしいでしょうかという2点について、改めて皆様に御確認いただいているのかなと思います。

安田構成員

先程、牧野構成員からもお話がありましたが、まずは、手話が言語であるということを県民の皆様に知っていただいて、障害者団体の皆様に喜んでいただきたいと私は思っております。

障害のある人でも、様々な障害や疾患、難病があり、それぞれ立場は違うと思いますが、この条例の制定を機会として、聴覚障害者の方の手話が言語であると認められた1つの画期的なことであるという認識の下で、条例の名称に手話言語と入ったとしても、それは、障害のある方全てのコミュニケーション保障における象徴的な出来事であり、それを通じて、全ての方がコミュニケーション保障について大事にしていくということにつながる名称になれば、それで良いと思っています。

髙橋座長

ありがとうございました。

様々な御意見をいただきましたが、本日、最初に服部構成員から、条例は1つで良いが、手話は 言語であると認めるような内容にしていただきたいという御意見をいただいて、そのことについて は、皆様に御了解をいただきました。その上で、手話だけが強調されて、その他の障害が取り残さ れるのは良くないという御意見もありました。

それらを全て踏まえ、内容として全てを包含するような条例案を事務局でしっかりと考えていた だいて、対応していけたらと思うのですが、皆様いかがでしょうか。

よろしいですね。では、そのような形で進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局におかれましては、知恵を出していただいて、しっかりと取り組んでいいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、前文の記載事項について、その他御意見はございませんでしょうか。先程いただいた 御意見以外でも、何か入れた方が良いものがありましたら、ぜひお願いします。

黒田構成員

先程から、「ろうの方」とか「ろうあの方」という名称がお話にでてきています。私も聴覚障害者

ですが、ろうではなく難聴です。

この条例の中に障害名を入れる時に、「ろう」だけが入ってしまって、その他の聴覚障害、例えば、「難聴」とか「中途失聴」などの名称はしっかりと入れていただけるのか確認したいと思います。 いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

ただいま前文の御議論いただいている中で、まず、手話の歴史的背景について触れていくことが 1 つあると思います。

手話の歴史的背景の話になると、「ろう者」という単語は出さざるを得ないと言いますか、出ないとおかしいと思いますので、この部分においては、「ろう者」という単語が出てくると思います。

しかし、それ以外に部分においては、「ろう者」を含めて「中途失聴」や「難聴」などは明記せず、 包括的な意味合いで書いてまいりたいと考えております。

髙橋座長

聴覚障害の方が全国に36万人いて、その中で手話を使われる方は6万人います。残りの方は、 日本語対応手話を使ったり、口話を使ったり、指文字を使ったりと多様なわけです。

障害のある方の支援というのは、その多様性を全て認めて、権利として生きることができるようにすることだと思いますので、少し条文は長くなるかもしれませんが、丁寧に書いていくことが必要であると私も思います。

耳の不自由な方を、どのように呼ぶのかについては議論があると思います。ろうというのが何を 表すものなのか、聴覚障害のある方とはどのような方をいうのか、違いが分かる工夫をしていただ ければと思います。

漏れなく多様な意思伝達手段を書き込み、そして漏れなく多様な障害のある方が安心できるような条例にしないといけないと思います。足りない点等がありましたら、ぜひ御意見をいただきたいと思います。

服部構成員

この条例における「ろうあ」の使い方についてです。

障害のある方全てが対等になるような条例を作りたいという考えは、皆様と同じです。その上で、前文の使い方ですが、条例を1つにまとめるということで、聞こえない人の中にも、ろうあ者、中途失聴者など様々な方がいることが混乱の原因の一つになっていると思います。そのため、「ろうあ」というのは、手話は言語であるという部分のみに使えば良いと思います。

また、大村知事からこの条例を作ると発表があった時に、手話言語及びコミュニケーションに加え、もう1つ防災、災害が起きた時に様々な障害のある方が情報を取得し伝達できるようなシステムを作りたいということがあったかと思います。

その点について、入れるかどうかについてのお考えがあるかについて、事務局に伺いたいと思います。

障害福祉課 保木井主幹

災害時の対応については、条文の中で触れていきたいと考えております。

髙橋座長

大事なことですので、当然触れていかなければならないことかなと思います。 ありがとうございました。

では、次に、目的、定義すべき事項、基本理念等について、事務局から順次説明していただいて、御意見や御質問を受けたいと思います。

11 議題「条例記載事項について(目的)」

障害福祉課 岡田主査

では、続きまして、資料2ページの目的について説明させていただきます。

目的については、「手話、意思疎通手段等への理解」と「理解促進と体制の整備」の2つに分けさせていただいております。

まず、「手話、意思疎通手段等への理解」については、先程、前文のところでも御意見をいただいたところですが、各構成員の皆様から、手話はろう者の母語であることの理解の促進であったり、手話は独自の言語体系を有する文化的所産であること等を理解した上で、取り組むべきであることについて、御意見いただいております。

次に、「理解促進と体制の整備」については、普及啓発に加え、環境の構築や環境の整備について 御意見をいただいております。また、各構成員の皆様から、共生社会の実現に関する御意見につい てもいただいております。

これに関して、服部構成員から文書で御意見をいただいております。手話が言語であるという認識に基づいて、手話の普及及び手話が使える環境の整備をする。基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明確にする。総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項について障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目的にしてはどうかという御意見でした。

髙橋座長

事務局から説明をいただきましたが、いかがでしょうか。

不十分な点等はございませんでしょうか。先程、黒田構成員から、聴覚障害にも様々な状態があり、漏れなくというような御意見もありましたが、それは定義すべき項目とも関係しているかなと思います。そういった点に関して、更に書くべきことあればと思いますが、いかがでしょうか。

亀井構成員

服部構成員への質問でもよろしいでしょうか。

服部構成員から出された意見を見させていただいているのですが、手話が使える環境整備に関し、 基本理念を定めとあるのですが、もう少し具体的にお願いできないでしょうか。

服部構成員

御質問ありがとうございます。

環境整備についてですが、昔、聞こえない人は、聞こえる親に閉じこめられて、なかなか社会にでないまま、家に閉じこもっていました。また、聞こえない者同士で結婚し、子どもを産んだとしても、また聞こえない子どもが生まれてしまうのではないかということで、本人の知らないまま、親に子宮の摘出手術を受けさせられた方もいます。

この人たちが今高齢になっています。この夫婦のどちらかが亡くなってしまうと、一人で寂しく暮らすことになります。例えばですが、壁に向かって、独り言のように手話で話している方もいます。

このような孤独な方を減らすため、グループホームや老人ホームにおいて、手話を使って、生き 生きと暮らしていけるような環境を作りたいという願いがあり、この意見を出させていただきました。

西尾構成員

この目的のところですが、これはコミュニケーションに関する条例ということでよろしいですね。 コミュニケーションに通じる環境の構築であったり、整備というものを私は強く訴えたいと思い ます。従って、独居や世帯の違い、地域間格差などにとらわれることのない環境の整備について、 書き入れていただきたいと思います。

髙橋座長

多様なコミュニケーションバリアに対応したコミュニケーション環境の整備について書き入れて いただきたいということですね。

私からも1つ。確かにこれは共生社会の実現のためのものですが、情報をきちんと得て、自分から自分の意思を発信していくということは、個人の自立にも関係してくることだと思います。

自ら選択し、生きる権利の基本として、コミュニケーション手段がある。必要な情報を得て不利益をこうむらないという意味もあると思います。

障害のある人の自立、自分で選択して自分で立つことの尊重のためのコミュニケーション手段の保障という観点も大事かなと思います。一人の個人として、自立して生きるための重要な手段として、コミュニケーション手段があるという観点もどこかに入れていただければと思います。

他にはよろしいですか。では、事務局から続きをお願いします。

12 議題「条例記載事項について(定義すべき事項等)」

障害福祉課 岡田主査

次に、資料3ページ「定義すべき事項」について、御説明させていただきます。

先程、構成員の方及び座長様から、この定義すべき事項については、漏れなく丁寧にという 御意見をいただきました。第3回のワーキンググループにおいて、事務局から条例要綱案を示すに 当たって、必要な事項について事務局で検討させていただき、また、構成員の皆様から御意見をい ただきたいと思っております。

次に、資料4ページ「基本理念」です。基本理念については、各構成員からいただいた御意見を、「情報保障、コミュニケーションの重要性」、「個性と人格の尊重を基にした手段の選択と利用機会

の確保」、「手話が言語であることの理解」の3つの項目に分けさせていただきました。

次に、資料5ページです。4ページまでは、御意見を御提出していただいた構成員の方の氏名を 併記しておりましたが、「県(市)の責務」から始まる条例構成については、氏名を省略の上、御意 見の概要を記載させていただいております。

まず、「県(市)の責務」においては、必要かつ合理的な配慮を行い、障害特性に応じたコミュニケーションが図られる環境整備を推進すること。策定する長期計画その他各種計画との整合性を図り、障害の有無にかかわらず、安心できる地域社会づくりを推進することなどについて御意見をいただいております。

次に、「県(市)民の役割」においては、コミュニケーションに関わる情報保障の重要性を理解し、障害特性、進行の状況に沿う合理的配慮を行うよう努めること。市民団体及び事業者は、必要な活動及び県の施策への協力に努めることなどについて御意見をいただいております。また、この項目の中に、ろう者は、手話の普及等に関する施策に協力し、自主的に手話を普及させること。手話通訳者は、普及施策に協力し手話技術の向上に努めることについて書くべきであろうとの御意見をいただいております。この2つについては、鳥取県や群馬県の手話言語条例には入っておりますが、手話言語とコミュニケーションの両方を1つの条例に定めている明石市や習志野市の条例には入っていません。

次に、「事業者の役割」においては、県の施策への協力及び障害者に応じたコミュニケーション手段の利用に対する合理的配慮に努めること。ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備と手話使用への配慮に努めることについて御意見をいただいております。

次に、「市町村との連携」においては、県民、団体及び事業者は、相互に連携及び協働を図り、施策・活動の実施に努めること。県は、施策の実施に当たり、市町村と連携し、市町村の施策に協力するなどについて御意見をいただいております。

次に、「計画の策定・推進」においては、障害者計画において必要な施策を定め計画的に推進すること。施策の実施状況を公表し見直しを行うこと。施策に当たり、愛知県障害者施策審議会の意見を聴くこと。更に、環境の整備に係る施策を行うに当たって、ろう者及び手話通訳者の意見を聴くためや、愛知県聴覚障害者協会及び愛知県手話通訳問題研究会等の意見を聴くために協議する場を設けること。障害者数の大小にかかわらず、障害者団体の意見を聴くことについて御意見をいただいております。

次に、「学ぶ機会の確保」においては、県は関連機関、障害者団体と協力し、障害者別の意思伝達 手段を学ぶ場を確保、提供、支援すること。県は、職員が手話を学び、障害を理解する取組を推進 すること。学校や市民講座等で、積極的に、障がいのある方やその支援者の講演や体験学習を取り 入れることなどについて御意見をいただいております。

次に、「情報発信」においては、災害時における緊急情報を障害特性に応じて迅速かつ的確に伝達すること。県の広報活動、送付文書通知において、点字・拡大文字・音訳などのサービスを提供すること。災害時における避難所等でコミュニケーション支援の必要性を発信し、支援ツール設置を求めることなどについて御意見をいただいております。

次に、「通訳者等の確保・養成」においては、県は、市町村と協力し、コミュニケーション手段に 応じた意思疎通を支援する者及び指導者の確保・養成及び技術の向上を図ること。県は、災害に備 え手話を使うことができる者を養成すること。手話通訳者の健康を守る啓発に努めること。障害特 性に合わせた支援ツールの使い方等を紹介する機会を設け普及に努めることなどについて御意見を いただいております。

次に、「通訳者の派遣体制」においては、県は、必要な場に、手話通訳・要約筆記者・盲ろう者通訳・介助員の派遣を支援すること。県は、市町村と協力し、通訳を必要とする者がいつでもどこでも無償で通訳を受けられる体制を確保することなどについて御意見をいただいております。

次に、「学校における普及」においては、聴覚障害のある幼児、児童又は生徒が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を学び、かつ手話で学ぶことができるよう必要な措置を講ずるよう努めること。コミュニケーション保障が必要な児童、生徒、学生が通学する学校の責任者は、障害特性に合わせた情報保障ができるよう教職員の技術習得に努めること。県は、手話に対する理解を深めるため手引書の作成等に努めること。ろう児が通学する学校の設置者は、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供及び教育に関する相談支援に努めることなどについて御意見をいただいております。

次に、「事業者への支援」においては、県は、事業者が行う取組に対し必要な支援を行うことについて御意見をいただいております。

次に、「ろう者等による普及啓発」においては、自主的に普及啓発活動を行うよう努めることについて御意見をいただいております。これについては、先程、「県(市)民の役割」の中でも御意見をいただいております。

次に、「理解促進の取組」においては、これは、「目的」と重なる部分がございますが、理解促進 と環境整備についてまとめた御意見をいただいております。

次に、「手話に関する調査」においては、手話等コミュニケーション手段の利用に係る調査研究の 推進及び成果の普及に協力すること。県は市町と協力し、文字盤、重度障害者用意思伝達装置等を 意思疎通の手段とした障害者を把握し対策を図ることについて御意見をいただいております。

次に、「財政上の措置」においては、県は、意思疎通のための手段の普及に関する施策の推進のため必要な財政措置を講ずることについて御意見をいただいております。

最後に、「手話推進協議会」においては、愛知県手話施策推進協議会や愛知県手話言語等意思疎通 手段普及施策推進協議会などの協議会を設置することについて御意見をいただいております。

高橋座長

ありがとうございました。

いただいた御意見を踏まえて、これから条例案の作成に移っていくと思いますので、ぜひ皆様から御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

宮川構成員

この条例に合うかは分からないのですが、手話通訳者の養成という問題があります。

手話通訳者は一応試験に合格した方でありまして、増えております。増えてはいるのですが、手 話通訳だけでは生活するのが難しいということもあって、資格を持っていても、他の仕事を持って いて、時間が空いたときに手話通訳の仕事をするというのが非常に多いです。

愛知県でも差別解消法ができたこともあってか、手話通訳者の派遣の依頼がとても増えています。 手話通訳者の身分に関係してくるかと思いますが、公的な機関で手話通訳者を雇っていただければ、 特に若い人で通訳者を目指して頑張ってくれる方も増えてくると思います。

現状では、手話通訳者として登録していただいている人を派遣しているだけになっています。 1 つ見方を変えますと、この状態で、聞こえない方々の諸々の権利が守られるかと言えば無理であり、 とりあえず誰かに行ってもらえれば良いという感じであります。

こういった問題がありますので、例えば、県が職員を採用する時に、手話通訳ができることを採 用条件に入れていただくなどの方法を考えていただけないかと思っております。

黒田構成員

少し変えていただきたいと思う部分がございます。 7ページです。表の一番左側で、手話に関する調査となっていますが、全障害者のコミュニケーションに関する条例になるわけですので、手話に限らず、コミュニケーション全体を対象にしていただきたいです。

同じ理由で、手話推進協議会についても、手話に限定しないで、コミュニケーション推進協議会 といった名称にしていただきたいと思います。

それから戻りまして6ページです。これが駄目というわけではないですが、学校における普及という言葉があります。学校という表現が適切であるかということなのですが、私たちの場合では、教育現場という表現を使っています。学校に限定せず、教育現場とした方が、対象が広くなり良いかなと思います。

山本構成員

意思伝達用具というのがあったかと思うのですが、これは日常生活用具とは違うのでしょうか。 もし、日常生活用具の中に入れていただけるのであれば、日常生活用具の中で位置付けていただいた方が私は良いと思います。

髙橋座長

様々な御意見をいただきました。 事務局としてはいかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

いただきました御意見の中で、学校を教育現場という表現に変えるということでありましたが、 もし変えた場合には、実施主体はどこなのかということを考える必要があると思います。学校に限 定すれば、学校の設置者や校長が実施主体になろうかと思いますが、教育現場としますと、一体、 誰が取組の中心になるのか分からなくなるのではと感じているところであります。

また、日常生活用具に関する御意見もありましたが、今ここで記載しておりますALS患者さんの視線入力装置は補装具で対応しているところです。元々の法体系が異なりますので、条例の中に入れ込むことにより、すぐに財政措置がなされたり、市町村事業で行っている日常生活用具の給付から外れたりとかはございません。

髙橋座長

学校にするのか、教育現場にするのかという点については、黒田構成員のお考えもあるかと思い

ますので、もしよろしければ、後で事務局に意図を伝えていただいた方が良いかと思いますので、 お願いいたします。

他に、いかがでしょうか。

西尾構成員

重度障害者用意思伝達装置は補装具で対応しているところであり、すぐに予算措置につながるものではないという御説明をいただきました。

調査という項目がありませんでしたので、7ページの手話に関する調査の中に、県は市町と協力 し、文字版、重度障害者用意思伝達装置等を意思疎通の手段とした障害者を把握し対策を図ると入 れさせていただきました。なかなか対策を図られていないという現況がありますので、この重度障 害者用意思伝達装置を必要する者の調査をお願いしたいと思います。文字盤を使っていても、どん どんツールが使えなくなる方が私どもの疾患では非常に多いので、このキーワードになるかと思い ます。

もう1つ。災害の関係で、6ページの情報発信のところです。災害時における避難所等でコミュニケーション支援の必要性を発信し、支援ツールの設置を求めると意見を出させてもらいました。

これは、防災の日に私が個人的に行った調査の結果ですが、健常者向けの避難訓練は多々あるのですが、障害者用の避難訓練はございませんでした。避災時避難所で生活する障害者は、苦痛や苦難があるかと思いますので、条例の中でも、障害のある人は避難所においても快適に生活できる、共生できるといった文言を書き込んでいただければと思います。

岡田構成員

今の西尾構成員の御意見と同じような事ですが、私どもの発達障害のある方というのは、そもそも避難所に入ることができない問題があります。

コミュニケーション支援のところで意見を出させていただいたのですが、どのように情報発信したら、避難所に入ることができ、避難所で安心して過ごすことができるのかということは、とても大切なことであると思います。ですので、災害時における障害者への情報発信については、1つの項目として書いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします・

服部構成員

意見と質問が4つあります。手短に発言させていただきたいと思います。

まず1点目、この条例がスタートした後に、社会情勢が変わることがあるので、3年後の見直し 規定について盛り込んで方が良いと思います。この手話推進協議会に変えることができるという理 解でよろしいでしょうか。

次に、今、日本各地の県だけでなく、市町村でも手話言語条例ができてきています。県の条例が、 どのように市の条例に影響を与えるのかについて規定した方が良いのではないか思います。

次に、昨日、東京で会議がありまして、全日本の難聴団体の方が話されていたのですが、熊本で 災害が起きた際、避難所にテレビがあったのですが、そのテレビがブラウン管であったために字幕 を付けることができず、不便な思いをした聴覚障害の方が多くいたということ聞きましたので、災 害が起こった時の情報発信について、解決できるような文を入れた方が良いではないかと思います。 最後に、障害の「がい」の字の表記の仕方ですが、平仮名と漢字が入り乱れているので、統一した方が良いと思います。

髙橋座長

2点目の御意見について、少し内容が分からなかったのですが、もう一度御説明いただけますか。

服部構成員

3年後の見直しについて規定がありませんが、条例制定後に社会情勢の変化があった場合には、 この手話施策推進協議会の場で話し合って、条例を変えることができるという理解でよろしいでしょうかという内容になります。

木村構成員

条例の名称と同じように、内容の文言も、特定の障害者団体や団体にこだわらずに、全体的な文言でお願いしたいと思います。

次に、災害時の避難場所についてですが、私たち盲ろう者、あるいは身動きが取れない方々の避難できる特別な避難場所を設置していただきたいと思います。私たち盲ろう者は、そこから一歩も動けない、隣に人がいるかも分かりません。見える人、聞こえる人とはまったく違いますので、そのことには配慮していただければと思います。

次に、学校教育に関してですが、先程、黒田構成員から学校ではなく教育現場という表現の方が 良いのではないかという御意見でしたが、教育現場は様々な種類、考え方がありますので、ここは、 やはり義務教育における学校教育という表現にしていただきたいと思います。

盲ろう児は、なんとかして盲学校か聾学校のどちらかに通いますが、授業の内容が全く理解できず、行動することもできません。実際に、盲ろう児の母親から相談を受けたこともあります。その方は、コミュニケーションをとれるよう配慮して授業を受けさせてほしいと学校に申し入れていますが、現実には配慮をいただけず、どうしたら良いのかという内容でした。当然、担任の先生が、四六時中付き添うことはできないので、今県が行っている盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を可能にしていただきたいと思います。これは盲ろう者にとって非常に重要です。学校全体という言葉になると、高校、大学と幅が広くなります。義務教育に限っても良いので、通訳・介助員を活用して授業を受けることができるようにしていただきたいです。条例に入るのか、派遣要綱に入るのかは分かりませんが、県で御検討いただきたいと思います。

髙橋座長

様々な御意見をいただきました。これらを尊重して、条例案の作成をお願いしたいわけですが、 今いただいた御意見について、事務局から発言はありますでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

服部構成員からの御意見で、最初の見直しの規定については、また課内で検討してまいりたいと思います。

次に、県の条例と市の条例の関係性についてですが、それぞれ独立の自治体でありますので、県の条例が市の条例を縛ることはできません。市の条例の中では、市が主体となって行う事業について定め、県の条例で定めるのは、県が主体となって行う事業についてと、あと理念的な部分を定めることになると思います。

次に、避難所の問題については、所管する部署と調整してまいりたいと思います。

最後に、障害の「がい」の字の表記については、当然条文を作成する中で、整理してまいりたい と考えております。

髙橋座長

ありがとうございました。

様々な御意見をいただきましたので、これで終わらせていただきたいと思います、

皆様方からは、様々な充実した御意見をいただき、ありがとうございました。そして、率直な意見交換を行い、お互いに理解し合えたのかなと思います。私たちに必要なのは、お互いにそれぞれの障害が抱えている困難さの多様性をお互いに理解しながら、それら全体が解消していく方向に動いていくことだと思います。

事務局におかれましては、なかなか難しいものもあると思いますが、今日いただいた御意見をぜ ひ盛り込んでいただいて、構成員の皆様と事務局とで考えが一致しないことがあれば、また意見交 換していただいて、共通理解を図っていただきたいと思います。

第3回のワーキンググループに向けて、多分どこかで知事に中間報告をされるのではないかと思います。その折には、知事の御提案は非常に良かったのですが、現場は非常に苦労しているとお伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しします。

13 閉会(植羅課長)

本日は、様々な貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

第3回のワーキンググループは、3週間後の7月14日開催になります。本日いただいた御意見をどのように条例案に盛り込んでいけるかについて、しっかりと検討して、第3回では案としてお示しさせていただきたいと思います。

今後とも、本県の障害者施策の推進に、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、最後の御挨拶をさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

以上で、平成28年度第2回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを終了した。